

山梨県公報

第千六百九十八号

平成十八年

九月十一日

月 曜 日

目 次

告 示

土地改良事業の施行同意(三件)……………六七九
 県営土地改良事業計画の変更……………六七九
 道路の供用開始……………六七九
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六八〇
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止……………六八〇
 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………六八三
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………六八三
 甲府都市計画の変更案の縦覧……………六八三

告 示

山梨県告示第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業(菱山寺沢地区区画整理事業)の施行について同意した。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業(丸林東地区区画整理事業)の施行について同意した。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業(丸林西地区区画整理事業)の施行について同意した。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業大野寺地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十八年九月十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十八年九月十二日から同年十月十一日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成十八年十月十二日から同年十月二十六日まで

山梨県告示第四百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道 朝日小沢猿 橋線	大月市猿橋町大字朝日小沢字宮脇五九五番地先から 大月市猿橋町大字猿橋字漆原大幡下三二七八番の三地先まで	五五二・〇 九月十一日	平成十八年 九月十一日
	大月市猿橋町大字小沢字矢所一五四番の一地先から 大月市猿橋町大字小沢字大真木一四五五番の三地先まで	四一七・〇 九月十一日	平成十八年 九月十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十八年九月十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 申請のあった年月日 平成十八年八月二十四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 NPO法人 KENPRO ATHLETICS
 - 2 代表者の氏名 剣持英紀
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市小瀬町八百四十 小瀬スポーツケアハウス内
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、幅広い年齢層の住民に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、地域社会に希望と活力を与えることの実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年八月二十五日から同年十月二十四日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。
 平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介 護 保 険 事 業 所 番 号	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
三光堂ヘルパ ーステーショ ン	西八代郡市川 三郷町市川大 門一二八八番 地	一九七〇六〇〇 〇二七	居宅介護支援	平成十八年二月 十日
豊富村立診療 所	東八代郡豊富 村大鳥居三六 七六番地	一九一〇五二〇 〇六一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年二月 十九日
豊富村立診療 所	東八代郡豊富 村大鳥居三六 七六番地	一九三〇五一〇 二二五	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年二月 十九日
豊富村役場	東八代郡豊富 村大鳥居三八 六六番地	一九七〇五〇〇 一四四	居宅介護支援	平成十八年二月 十九日
社会福祉法人 豊富村社会福 祉協議会	東八代郡豊富 村大鳥居三七 三八番地一	一九七〇五〇〇 二二七	訪問介護	平成十八年二月 十九日
社会福祉法人 豊富村社会福 祉協議会	東八代郡豊富 村大鳥居三七 三八番地一	一九七〇五〇〇 二二七	通所介護	平成十八年二月 十九日
豊富村社会福 祉協議会指定 居宅介護支援 事業所	東八代郡豊富 村大鳥居三七 三八番地一	一九七〇五〇〇 四七四	居宅介護支援	平成十八年二月 十九日
羽中田歯科医 院	東八代郡中道 町上曾根一八 九二番地	一九三〇五〇〇 三二五	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年二月 二十八日
緑の村岡山齒 科医院	西八代郡上九 一色村富士ヶ 嶺一〇九番 地一八	一九三〇六〇〇 三四九	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年二月 二十八日

尾根進藤医院	中山医院	中山医院	中山医院	中山医院	上九一色村社会福祉協議会 通所介護事業所	中道居宅介護支援事業所	中道町訪問介護事業所	中道町訪問介護事業所	豊前医化株式会社
北巨摩郡小淵地	北巨摩郡小淵地	北巨摩郡小淵地	北巨摩郡小淵地	北巨摩郡小淵地	西八代郡上九一色村古関一七四番地	東八代郡中道町下向山一五一六番地YL O会館内	東八代郡中道町下向山一五一六番地YL O会館内	東八代郡中道町下向山一五一六番地YL O会館内	甲府市中央一丁目二〇番一
一九二一〇〇〇	一九二一〇〇〇	一九二一〇〇〇	一九二一〇〇〇	一九二一〇〇〇	一九七〇六〇〇 一一八	一九七〇五〇〇 四九〇	一九七〇五〇〇 一九三	一九七〇五〇〇 一九三	一九七〇一〇〇 四七三
居宅療養管理指	居宅療養管理指 導(みなし)	訪問リハビリテーション (みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	通所介護	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	福祉用具貸与
平成十八年三月	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年二月 二十八日	平成十八年二月 二十八日	平成十八年二月 二十八日	平成十八年二月 二十八日	平成十八年二月 二十八日

歯科診療所	八ヶ岳星と虹 歯科診療所	有賀歯科医院	有賀歯科医院	有賀歯科医院	北杜市・小淵 沢町病院組合 立山梨甲陽病院	北杜市・小淵 沢町病院組合 立山梨甲陽病院	北杜市・小淵 沢町病院組合 立山梨甲陽病院	北杜市・小淵 沢町病院組合 立山梨甲陽病院	北杜市・小淵 沢町病院組合 立山梨甲陽病院
八番地二	北巨摩郡小淵 沢町一〇一九番地二	北巨摩郡小淵 沢町一〇三〇番地	北巨摩郡小淵 沢町一〇三〇番地	北巨摩郡小淵 沢町一〇三〇番地	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地
四二四	一九三二〇〇〇 四二四	一九三二〇〇〇 二六七	一九三二〇〇〇 二六七	一九三二〇〇〇 二六七	一九二一九一〇 〇一四	一九二一九一〇 〇一四	一九二一九一〇 〇一四	一九二一九一〇 〇一四	八一六
訪問リハビリテーション (みなし)	訪問リハビリテーション (みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	短期入所療養介 護(みなし)	訪問リハビリテーション (みなし)	訪問看護(みなし)	導(みなし)
平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日	平成十八年三月 十四日

八ヶ岳星と虹 歯科診療所	北巨摩郡小淵 沢町一〇一九 八番地二	一九三二〇〇〇 四二四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年三月 十四日
八ヶ岳訪問看 護ステーション	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	一九六一九九〇 〇二三	訪問入浴介護	平成十八年三月 十四日
八ヶ岳訪問看 護ステーション	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	一九六一九九〇 〇二三	訪問看護	平成十八年三月 十四日
八ヶ岳訪問看 護ステーション	北杜市長坂町 大八田三九五 四番地	一九六一九九〇 〇二三	居宅介護支援	平成十八年三月 十四日
社会福祉法人 小淵沢町社会 福祉協議会	北巨摩郡小淵 沢町六二六六 番地	一九七二〇〇〇 〇六〇	訪問介護	平成十八年三月 十四日
社会福祉法人 小淵沢町社会 福祉協議会	北巨摩郡小淵 沢町六二六六 番地	一九七二〇〇〇 〇六〇	居宅介護支援	平成十八年三月 十四日
医療法人浅川 会	甲府市山宮町 一一八七番地 二	一九一〇一一三 八六七	通所リハビリテ ーション	平成十八年三月 三十一日
武川診療所居 宅介護支援事 業所	北杜市武川町 牧原一三七一 番地	一九一一九二〇 〇三〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十八年三月 三十一日
武川診療所居 宅介護支援事 業所	北杜市武川町 牧原一三七一 番地	一九一一九二〇 〇三〇	居宅介護支援	平成十八年三月 三十一日
やさしい手甲 府南事業所	甲府市青葉町 一四番地一五	一九七〇一〇〇 九二九	通所介護	平成十八年三月 三十一日
望月クリニッ クデイ・ケア	甲府市塩部四 丁目一六番二	一九七〇一〇一 〇四二	通所リハビリテ ーション	平成十八年三月 三十一日

センター	号			
甲州訪問介護 ステーション	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地二五	一九七〇五〇〇 三八三	訪問介護	平成十八年三月 三十一日
南部町なんぶ 居宅介護支援 事業所	南巨摩郡南部 町内船八八一 二番地	一九七〇七〇〇 四五四	居宅介護支援	平成十八年三月 三十一日
身延町社会福 祉協議会指定 訪問介護下部 事業所	南巨摩郡身延 町常葉一〇九 三番地	一九七〇七〇〇 五四六	訪問介護	平成十八年三月 三十一日
身延指定居宅 介護支援事業 所	南巨摩郡身延 町梅平二四八 三番地三六	一九七〇七〇〇 五六一	居宅介護支援	平成十八年三月 三十一日
中富指定居宅 介護支援事業 所	南巨摩郡身延 町切石一一七 番地一	一九七〇七〇〇 五七九	居宅介護支援	平成十八年三月 三十一日
身延町ホーム ヘルパーステ ーション	南巨摩郡身延 町切石一一七 番地一	一九七〇七〇〇 五八七	訪問介護	平成十八年三月 三十一日
やさしい手昭 和事業所	中巨摩郡昭和 町築地新居三 七四番地一	一九七〇八〇〇 一〇六	居宅介護支援	平成十八年三月 三十一日
やさしい手昭 和事業所	中巨摩郡昭和 町築地新居三 七四番地一	一九七〇八〇〇 七七一	訪問介護	平成十八年三月 三十一日
須玉訪問入浴 介護事業所	北杜市須玉町 藤田七九九番 地一	一九七一九〇〇 〇四六	訪問入浴介護	平成十八年三月 三十一日
須玉通所介護 事業所	北杜市須玉町 藤田七九九番 地一	一九七一九〇〇 〇六一	通所介護	平成十八年三月 三十一日

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	辞退年月日
医療法人回生堂病院	都留市四日市場二七〇番地	一九一〇二九	介護療養型医療施設	平成十八年三月三十一日
医療法人藤和会齊藤医院	南アルプス市在家塚一八九番地	一九七〇八〇〇五五一	介護療養型医療施設	平成十八年三月三十一日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月十一日まで縦覧に供する。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番十四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オギノ笛吹店 Aゾーン

(二)所在地 笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時四十五分	午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで	午前八時三十分から午後十一時十五分まで
-----------------	---------------------

3 変更する年月日

平成十八年九月一日

三 届出年月日

平成十八年八月二十五日

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・三・一号 和戸町竜王線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十八年九月十二日から同月二十五日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番